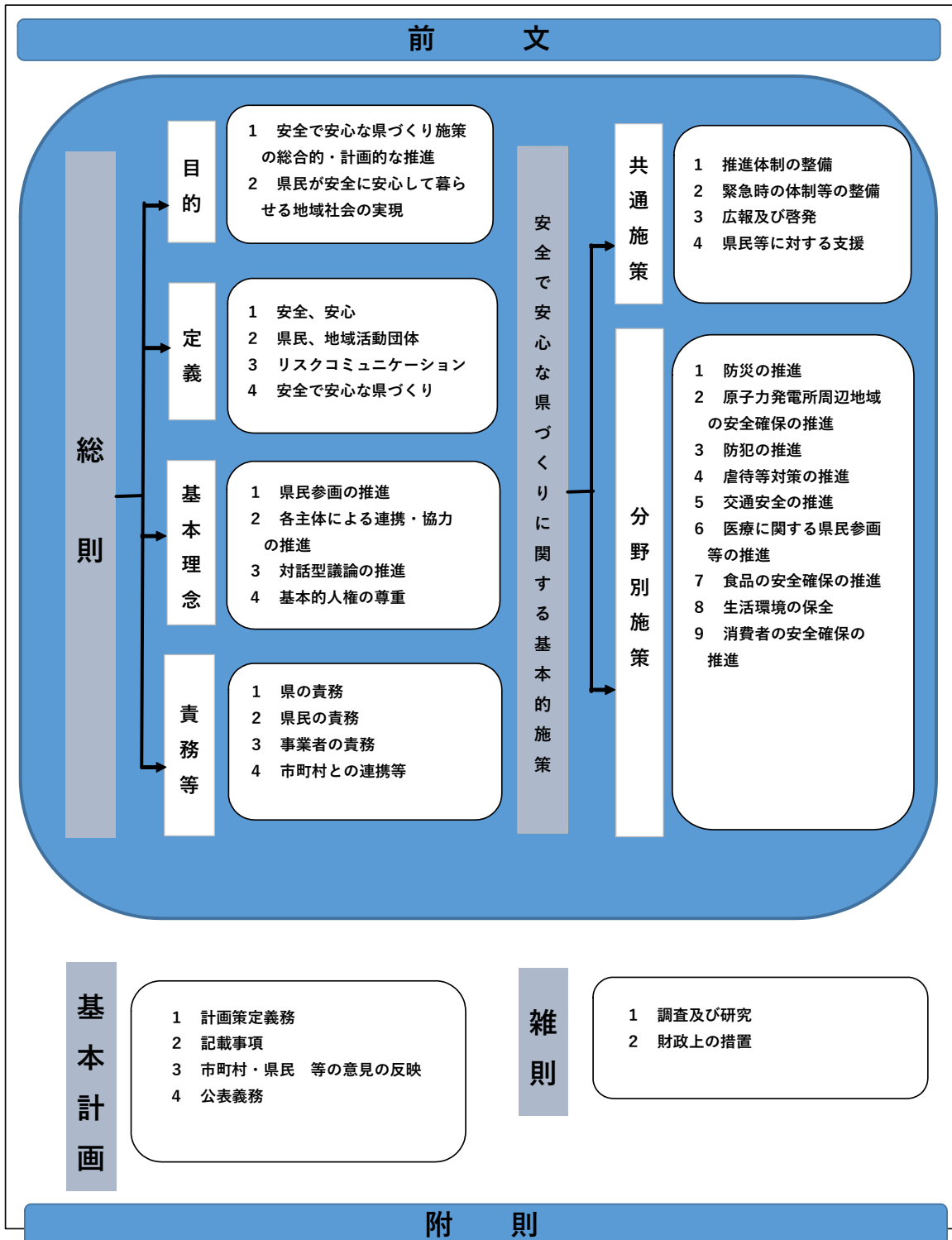


福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例要旨

条例の構成



条例の概要

前文

1 目指すべき福島県の姿

- だれにとっても、いつでも、どこでも、安全に安心して暮らせる地域であること。

2 県民を取り巻く「安全」「安心」の状況

- 社会情勢等が大きく変化
- 特に「安全」「安心」の観点から危ぐする傾向
 - ・ 安全や安心を脅かす様々なものに対する危機意識の不足
 - ・ 社会生活の場における規範意識の低下
 - ・ 互いに支え合う場である地域コミュニティの機能の低下
 - ・ 企業における安全意識の低下
- 災害、事故、暴力、詐欺等が形を変えて発生、多様化・複雑化

3 課題解決の推進方向

- 行政が施策を着実に実施していくこと
- わたしたち一人一人が地域社会の構成員として「自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守る」との意識を持ち、身近なところから危険に気付き、備えること
- 県、市町村、県民、事業者、地域活動団体等々が相互に意見を交換し、合意し、信頼し、地域で連携・協力すべきこと

第1章 総則

第1条（目的）

- 安全で安心な県づくりに関する事項を定めること。
- 安全で安心な県づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進すること。
- 県民が全に安心して暮らし、及び活動することができる地域社会の実現に寄与。

第2条（定義）

1 「安全」「安心」

- | | |
|---|---|
| <p>① 安全 県民の生命、心身及び財産に被害を及ぼすおそれがないと社会的に認められる状態にあること。</p> | <p>② 安心 将来にわたって県民の生命、心身及び財産に被害を及ぼすおそれがないと県民が信じる状態にあること。</p> |
|---|---|

2 「安全で安心な県づくり」

- 安全確保及び安心確保による安心の獲得を目的として行う次に掲げる取組。
 - ア 県民等（県民、事業者及び地域活動団体）による自主的な活動
 - イ アの取組を促進するための県、市町村及び県民等による環境整備

3 リスクコミュニケーション

- 安全確保に関する情報交換及び対話

4 「県民」

- 県内に住所を有する者
- 県外に住所を有する者のうち、県内の事業所に勤務する者、県内の学校に通学する者及び観光その他の目的で県内に滞在する者

5 地域活動団体

- 県民又は事業者によって組織され、県内で活動を行う自治会、ボランティア団体、特定非営利活動法人その他これらに類する団体

第3条（基本理念）

1 県民参画の推進

- 自らの安全は自ら守る、地域の安全は地域で守るという意識を基本とする自主的活動を促進。
- 地域のきずなを強め、互いに支え合う良好な地域社会を形成。

3 対話型議論（リスクコミュニケーション）の推進

- 互いを尊重して行われるリスクコミュニケーションによる合意形成。
- 相互の信頼関係の構築、県民の安心を獲得。

2 県、市町村及び県民等による連携・協力の推進

- それぞれの役割を適切に分担し、連携を図りながら協力。

4 基本的人権の尊重

- 県民の基本的人権を尊重し、不当に侵害しないよう配慮すべき。

第4条（県の責務）

- 基本的かつ総合的な施策の策定、実施
- 必要により国に協力を求め、意見を述べ、提言

第5条（県民の責務）

- 日常生活における自らの安全確保
- 県・市町村施策や他の県民等の活動へ協力

第6条（事業者の責務）

- 所有施設等や事業活動に関する安全確保
- 法令遵守、県民への影響を自覚、自主検査等による安全性の確保
- 積極的なリスクコミュニケーション
- 県・市町村施策や他の県民等の活動へ協力

第7条（市町村との連携等）

- 安全で安心な県づくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性を認識
- 県は、市町村との緊密に連携
- 県は、市町村への情報提供、技術的な助言等により支援

第2章 安全で安心な県づくりに関する基本的施策

第8条（推進体制の整備）

県は、

- 県、市町村及び県民等の連携を推進するための体制を整備
- 市町村及び県民等の活動を支援するための体制を整備。

第9条（緊急時の体制等の整備）

県は、県民の安全に重大な影響を及ぼし、又は及ぼす可能性のある緊急事態に備えるため

- 緊急事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する体制の整備
- その他の必要な措置を講ずる。

第10条（広報及び啓発）

県は、県民等の関心及び理解を深めるため、

- 広報活動の充実
- 学習の機会の提供
- その他の必要な措置を講ずる。

第11条（県民等に対する支援）

県は、県民等が行う活動を支援するため、

- 情報の提供、助言、人材の育成の支援
- その他の必要な措置を講ずる。

第12条（防災の推進）

県は、自然災害、大規模な火事又は事故等の災害に対して、県民が安心して暮らせる災害に強い地域社会を実現するため、

- 国、市町村その他の関係機関等との連携の強化
- 消防防災活動の充実
- 防災意識の向上のための教育
- 防災訓練の実施
- 災害時要援護者及び被災者に対する支援
- その他の必要な措置を講ずる。

第13条（原子力発電所周辺地域の安全確保の推進）

県は、原子力発電所の安全が確保され、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を確保するため、

- 原子力発電所設置者との安全確保に関する協定の締結
- 原子力発電所周辺地域における環境放射能の監視及び測定、その結果の県民等への情報提供
- その他の必要な措置を講ずる。

第14条（防犯の推進）

県は、犯罪がなく県民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、

- 防犯に関する周知啓発
- 防犯ボランティア団体等への支援
- 市町村、事業者その他の関係団体等と連携した推進体制の整備
- 犯罪の防止に配慮した環境設計（施設、住宅等の整備及び管理をいう。）の普及
- 子どもの安全確保に関する施策の実施
- その他の必要な措置を講ずる。

第15条（虐待等対策の推進）

県は、児童、高齢者若しくは障がい者に対する虐待又は配偶者に対する暴力（以下この条において「虐待等」という。）による重大な人権侵害を防止し、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、

- 虐待等防止のための周知啓発
- 虐待等の防止体制の整備
- 虐待等の被害者又はその家族等への支援
- その他の必要な措置を講ずる。

第16条（交通安全の推進）

県は、交通事故がなく県民が安心して生活することのできる地域社会を実現するため、

- 国、市町村その他の関係機関等との連携による道路交通環境の整備
- 交通安全に関する教育及び広報啓発
- その他の必要な措置を講ずる。

第17条（医療に関する県民参画等の推進）

県は、県民の健康で健やかな生活を実現するため、

- 疾病に対する正しい知識の普及啓発
- 献血等医療提供に関する県民参加の促進
- 市町村及び医療関係団体との連携の強化
- その他の必要な措置を講ずる。

第18条（食品の安全確保の推進）

県は、県民の健康保護を最優先し、及び消費者の視点を重視した生産から消費に至る一貫した食品の安全が確保された暮らしを実現するため、

- 事業者に対する監視及び指導
- 消費者及び事業者の活動の支援
- 国、市町村その他の関係機関等との連携の強化
- リスクコミュニケーションの推進
- その他の必要な措置を講ずる。

第19条（生活環境の保全）

県は、環境の保全上の支障がなく、将来にわたり環境が健全で恵み豊かなものとして維持され、県民が安心して暮らすことのできる地域社会を確保するため、

- 環境の状況の監視及び調査
- 生活環境の保全に関する周知啓発
- リスクコミュニケーションの推進
- その他の必要な措置を講ずる。

第20条（消費者の安全確保の推進）

県は、消費生活の安定及び向上を確保するため、

- 自立した消費者の育成
- 消費者被害の救済
- 事業者及び事業者団体への監視及び指導
- その他の必要な措置を講ずる。

第21条（削除）

- 令和3年10月12日改正による

第3章 安全で安心な県づくり推進のための基本計画（第22条）

- 知事は、安全で安心な県づくりに関する基本計画を定めなければならない。
- 基本計画は、次に掲げる事項について定める。
 - ・ 基本方針
 - ・ 施策に関する事項
 - ・ その他必要な事項
- 知事は、基本計画の策定又は変更時、市町村及び県民等の意見を聴かなければならない。
- 知事は、策定又は変更時、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 知事は、基本計画を定期的に見直す。

第4章 雑則

第23条（調査及び研究）

- 県は、安全で安心な県づくりを効果的に推進するため、
- 調査及び研究を行う。

第24条（財政上の措置）

- 県は、安全で安心な県づくりに関する施策を推進するため、
- 必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

附 則

- この条例は、平成21年4月1日から施行する。
この条例は、令和4年4月1日から施行する。（令和3年10月12日改正による）